

特記仕様書

- (1) 入札前に必ず、現場・仕様書・図面を精査し、施工方法等、異議・質問等があれば申し立てること。
- (2) 受注者は工事の施工前と施工途中において、設計図書の照査を行い、設計図書と工事現場に相違がある、必要な条件明示がされていないなど施工する上で疑問が生じた場合は、直ちに監督員に書面により通知し確認を求めること。
- (3) 数量・仕様等の設計図書の変更が必要な場合は、その旨、発注者と協議を行い、発注者の書面による通知、指示に従い施工を行うこと。
- (4) 工事実施前に起工測量を実施し、監督員に必ず数量等を書面で報告し施工すること。
- (5) 設計変更については、三重県設計変更ガイドライン（令和6年7月改定）を遵守し実施すること。
- (6) 現場閉所による週休2日制適用工事（発注者指定方式）

土日完全週休2日制の定義

1 工事開始日から工事完成報告書の提出日までを対象期間※1として、原則、すべての土曜日及び日曜日を現場閉所日※2とする。

※1 「準備期間」、「後片付け期間」、「夏季休暇（3日間）」、「年末年始休暇（6日間）」、「工事制作のみ期間」、「工事事故等による不稼働期間」、「天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間」、「その他、受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間」は対象期間から除く。

※2 巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

ただし、緊急対応などやむを得ない理由がある場合には、発注者との協議により休日を別の日へ振替可能とする。

2 受注者は、契約当初に工期延長が必要となる場合は、実施工程表（任意様式）を提出し、監督員と協議のうえ、契約

書第 21 条の規定による工期の延期変更を請求することができる。

3 受注者は月 1 回、工事現場の休工状況を監督員に報告すること。

- (7) 片側交互通行等の交通規制・施工時期・施工方法については、監督員、関係機関と十分協議をすること。
- (8) 施工中の道路施設等の破損については、請負業者の責任において修復するものとする。
- (9) 環境に配慮し、工事車両等のアイドリングストップの推進。
- (10) 工事現場等の環境美化の徹底。(部分下請け業者にも徹底する。)
- (11) 特記なき事項については、三重県公共工事共通仕様書によること。
- (12) 受注者は暴力団員等による不当介入を受けた場合は断固としてこれを受け入れず、不当介入があった時点で速やかに警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
- (13) 前項により警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。
発注者への報告は必ず文書で行うこと。
- (14) 受注者は暴力団等により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。